

○みなかみ町生涯スポーツ活動推進事業補助金交付要綱

平成28年2月26日

教委告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生涯スポーツ活動の推進及び地域住民相互の交流を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、地域において生涯スポーツの普及振興を図る事業として町長が認めるものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、前条の規定による事業にかかる経費として町長が認める経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の経費のうち、予算の範囲内で町長が認める額とする。

(申請の手続)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「補助事業者」という。）は、規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請あったときには、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第5条の補助金等交付指令書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助事業者は、次に掲げる場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容の変更をしようとする場合
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第11条第1項の補助金等事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了後20日以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書

(3) その他町長が必要と認める書類

(平29教委告示2・一部改正)

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付を請求する補助事業者は、規則第14条の補助金等交付請求書を町長に提出しなければならない。

(平29教委告示2・一部改正)

(概算払)

第10条 町長は、補助対象事業の目的を達するため、必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、補助金を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を請求するときは、規則第14条の補助金等交付請求書を準用する。この場合において、規則様式第9号中「補助金等交付請求書」とあるのは「補助金等概算払請求書」と読み替えるものとする。

(平29教委告示2・一部改正)

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月15日教委告示第2号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。